

平成 31 年 度 事 業 計 画 書

1 生活衛生関係営業対策事業(定款第4条第1項(1)、(2)及び第2項に該当する事業)

群馬県内における生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上、並びに経営の健全化、振興等についての相談及び指導、更に、生活衛生関係営業に関する消費者、または利用者の苦情処理、並びに営業者または、生活衛生同業組合の指導等に資するため、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下、「生衛法」という。)第57条の4第1項に規定する事業を実施する。

(1) 生活衛生営業経営指導員設置及び相談室設置事業

「生活衛生関係営業経営指導員設置要綱」の第5条に定める資格を有する経営指導員3名を常駐させ、生衛業に関する相談・指導を実施する。

また、事務所内に相談室を設置し、相談室の運営に関する処務等一般事務を担当する事務職員1名を置く。

なお、(株)日本政策金融公庫国民生活事業の生活衛生資金貸付にあたって、衛生水準を高め近代化を促進する目的の設備資金貸付に対し、群馬県知事の委託を受けて融資申込書類作成指導及び助言を行い推薦書を発行する。

(2) 相談指導顧問設置事業

生衛業の経営の健全化を図るため、税理士(指導センター顧問)・社会保険労務士を配置し、専門的知識を必要とする相談に対し実践的なアドバイスを行う。

(3) 生衛業経営改善資金融資等指導事業

生衛業の小規模事業者に対し、金融面の指導助言を行うと共に、(株)日本政策金融公庫国民生活事業融資の普及啓発を図る。また、融資審査委員会を開催できない組合にあっては、当指導センターが融資希望者の審査を実施する。

(4) 相談支援連絡協議会事業

厚生労働省課長通達により、各生活衛生同業組合を通じ生活衛生業界、生活衛生営業者に対する支援を行う。

(5) 生活衛生情報化整備事業

生衛業の振興及び衛生水準の維持向上等を図るため、ホームページ等を利用した情報の提供等を行う。

(6) 後継者育成支援事業

生衛業の後継者確保に関する取り組みを支援するため、インターンシップモデル事業等の実施を支援する。

(7) 健康・福祉対策推進事業(災害時支援体制整備等推進事業)

各生活衛生同業組合役員を中心とする「危機管理対策委員」の情報収集や知識の習得、緊急時受け入れ体制の準備検討等、社会的要請に応える。

(8) 健康・福祉対策推進事業(感染症対策事業)

各種感染症等の拡大防止、新たな感染症に対する対策の普及啓発等、また、生活衛生業界に求められている福祉の増進や社会的要請に応える。

(9) 地域活性化連携事業

生衛業界と地域社会の関わりについて、現状を把握し、積極的な社会貢献活動を進めて、生衛業界の基盤強化と活性化につなげるための取り組みを行う。

(10) 消費者コールセンター等事業(苦情処理事業)

消費者にとって極めて身近な生衛業に対する消費者からの苦情相談体制を構築し、消費者の利益の擁護の充実を図り、更に営業者の経営体制を守るため、講習会等を行う。

- 2 標準営業約款登録事業(生衛法第57条の12)
標準営業約款登録に関する営業者の登録(定款第4条第1項(3)及び第2項に該当する事業)
該当業種 : 理容業・美容業・クリーニング・麺類飲食店・一般飲食店
登録時期 : 8月・2月(年2回)
- 3 研修会等事業
クリーニング師研修等事業(定款第4条第1項(4)及び第2項に該当する事業)
「クリーニング業法」の規定により、群馬県知事より(公財)全国生活衛生営業指導センターを経て、当群馬県生活衛生営業指導センターが実施の委託を受けて開催する。

クリーニング師研修 : 9月・11月(年2回)
クリーニング業務従事者講習 : 8月・10月(年2回)
- 4 受託事業
 - (1) 民活型生活衛生向上事業(定款第4条第1項(9)及び第2項に該当する事業)
生活衛生関係営業者が自主的に公衆衛生水準を確保し、提供するサービスの向上を図るため、群馬県並びに前橋市より委嘱を受けた生活衛生アドバイザーが営業施設の訪問相談・指導等を行う。
 - (2) 生活衛生関係営業衛生水準確保・向上事業
(定款第4条第1項(8)、(9)及び第2項に該当する事業)
消費者の安心安全のため生衛業界の基盤強化を図り、衛生水準を確保向上させるための事業を実施する。
 - (3) 経営特別相談員研修会(定款第4条第1項(5)及び第2項に該当する事業)
群馬県が養成し委嘱した、生衛業経営特別相談員に必要とされる知識を習得させる目的で、(公財)全国生活衛生営業指導センターの委託により研修会を開催する。また、特相員は組合員が営業する施設における禁煙、分煙の指導・拡充に努める。
 - (4) 生活衛生関係営業景気動向等調査事業(定款第4条第1項(8)、(9)及び第2項に該当する事業)
景気動向調査 : (株)日本政策金融公庫より(公財)全国生活衛生営業指導センターが受託する予定の調査事業を実施する。

平成31年度事業計画書(明細表)

事業区分	事業名及び実施細目	実施時期等	備考
(5) 相談、助言	1 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導	国庫補助事業 年間設置 (土・日及び休・祭日を除く)	推薦書発行 @850×30件
	(1) 生活衛生営業経営指導員設置及び相談室設置事業 ・ 経営指導員3名を常駐(常勤及び非常勤)させ、生活衛生営業に関する各種相談・指導を実施する。 また、事務所に相談室を設置し相談室の運営に関する処務等一般事務を担当する事務職員1名を置く。 更に、利用者等からの苦情処理に関する相談指導を行う。 ・ (株)日本政策金融公庫国民生活事業の生活衛生資金貸付(500万円を超える場合)に当たって、衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な設備資金貸付の推薦書発行業務を、群馬県知事の委嘱を受けて行う。	受託事業 [群馬県] 年間・土・日及び休・祭日を除く	
	(2) 相談指導顧問設置事業 相談指導顧問として「税理士」「社会保険労務士」等を委嘱し、専門的な知識を必要とするものについて相談指導を行う。	国庫補助事業	
	(3) 生衛業経営改善資金融資等指導事業 ・ 生活衛生営業経営特別相談員が、(株)日本政策金融公庫国民生活事業の生衛業経営改善資金貸付申込みを行う営業者に対し相談、指導等を行う場合に、その活動に対し指導・助言を実施するとともに、活動費の支給を行う。 ・ 融資審査委員会を開催できない組合にあっては、当指導センターが融資希望者の面接調査等を行い、特別融資審査委員会を開催して該当組合に審査結果を報告する。 ・ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(生活衛生改善貸付＝衛経)の推進広報の充実を図る。	国庫補助事業 年間10件 年間2件 衛経推進広報	生衛ぐんま年2回発行、但し1回は簡易版とする。
(18) 上記に該当しない事業	(4) 相談支援連絡協議会事業 厚生労働省課長通達により、生衛業界に対する各種育成指導、並びに群馬県内生活衛生同業組合を通じ各業界の積極的な活動を支援する。HPの作成を支援する。	国庫補助事業	①2019.4.24(水) 勤労福祉センター ②2019.12月予定 ③2020.3月予定 ④2020.3月予定
	(5) 生活衛生情報化整備事業 情報通信機器を活用した情報収集、並びに情報提供、及び各種データ入力・蓄積等を進めていく。 また、指導センター並びに生同組合の認知度アップのため、ホームページを随時更新し、生衛業の魅力や役割を広くアピールする。	国庫補助事業	HPを持っていない組合への認知度を上げる為のリンクページの充実
	(6) 後継者育成支援事業 インターンシップ制度を活用した生衛業界の後継者確保、育成に対する支援を実施		

事業区分	事業名及び実施細目	実施時期等	備考
(5) 相談、助言	(9) 地域活性化連携事業 生活衛生業種・生活衛生同業組合として、積極的に地域社会への貢献活動を推進できるよう、業種を超えた連携を図る。	国庫補助事業	2019.6月予定 2020.1月予定
	(10) 消費者コールセンター事業 消費者からの苦情に適切に対応するための体制づくりを行うとともに、生活衛生者に対し苦情対応のための知識を提供する。また、セミナー開催の企画・運営に取り組む。	国庫補助事業	2019.10月予定 2020.2月予定
(18) 上記に該当しない事業	2 標準営業約款登録事業 理容業・美容業・クリーニング業・めん類飲食店営業・一般飲食店営業に対する標準営業約款の登録業務、及び消費者への広報活動を行う。なお、11月は加入促進月間である。	受託事業 〔全国センター〕 年2回登録 8/1・2/1	
(3) 講座・セミナー・育成	3 クリーニング師研修・業務従事者講習会事業 クリーニング業法により、クリーニング師及びクリーニング業務従事者に対する研修会・講習会開催の一切を群馬県知事より指定された（公財）全国生活衛生営業指導センターから事業を受託し、開催する。	受託事業 〔全国センター〕 クリーニング師及びクリーニング業務従事者 各年2回実施	クリーニング師 2019.9.22（日） 2019.11.17（日） 業務従事者 2019.8.28（水） 2019.10.20（日） 勤労福祉センター
(18) 上記に該当しない事業	4 受託事業 (1) 民活型生活衛生向上事業 生活衛生関係営業が自主的に公衆衛生水準を確保し、提供するサービスの資質向上を図るため、生活衛生アドバイザーによる営業施設の衛生状況点検、法令遵守、訪問相談、指導等を行う。	受託事業 〔群馬県・前橋市〕	2019.7月下旬予定 勤労福祉センター
(5) 相談、助言	(2) 衛生水準確保・向上事業 国民の日常生活の安心・安全・質の向上のために衛生水準を確保し、更に向上させるため、生活衛生業界の基盤を強化し、組織強化を促進するためのPR用パンフレットの作成等を行う。	受託事業 〔全国センター〕	2019.11月予定 2020.1月予定 2020.2月予定
(3) 講座・セミナー・育成	(3) 生活衛生関係営業経営特別相談員研修会 厚生労働省「生活衛生営業経営特別相談員設置要綱」に基づき、群馬県知事の委嘱を受けた経営特別相談員に専門的な知識を習得させるための研修を行う。また、特相員は組合員が営業する施設における禁煙、分煙の指導・拡充に努める。	受託事業 〔全国センター〕 年1回実施	2019.7月中旬予定 勤労福祉センター
(6) 調査・資料収集	(4) 生活衛生関係営業景気動向等調査事業 ・生活衛生関係営業景気動向調査 群馬県内の生活衛生者に対し、営業形態、設備投資動向、景気動向、経営上の問題点等を把握するために（公財）全国生活衛生営業指導センターより受託して調査を実施する。なお、調査は四半期毎の実施である。	受託事業 〔全国センター〕 年4回実施	

公告：平成31年4月1日

収支予算書

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター
群馬県生活衛生営業指導センター一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	500	0
基本財産受取利息	500	500	0
受取会費	726,000	739,000	-13,000
賛助会員受取会費	726,000	739,000	-13,000
受託事業収益	1,922,999	2,195,999	-273,000
受託事業収益	1,922,999	2,195,999	-273,000
受取補助金等	18,000,000	18,000,000	0
生活衛生関係営業対策事業費補助金	18,000,000	18,000,000	0
受取負担金	360,000	360,000	0
受取負担金	360,000	360,000	0
雑収益	50	50	0
受取利息	50	50	0
経常収益計	21,009,549	21,295,549	-286,000
(2) 経常費用			
事業費	19,812,559	20,203,399	-390,840
職員給与	9,256,800	9,256,800	0
扶養手当	312,000	312,000	0
地域手当	222,264	222,264	0
通勤手当	194,400	194,400	0
期末手当	1,653,394	1,653,395	-1
勤勉手当	1,106,502	1,106,502	0
超過勤務手当	60,324	60,324	0
福利厚生費	1,721,915	1,672,207	49,708
指導員活動費	150,000	120,000	30,000
旅費交通費	348,500	357,500	-9,000
通信運搬費	689,038	555,078	133,960
消耗品費	301,927	153,034	148,893
印刷製本費	311,570	494,270	-182,700
広告宣伝費	0	20,000	-20,000
光熱水料費	159,600	147,600	12,000
借料及び損料	376,524	506,224	-129,700
賃借料	1,147,116	1,147,116	0
会議費	43,550	49,550	-6,000
保険料	13,695	13,695	0
諸謝金	1,239,500	1,739,500	-500,000
支払負担金	98,000	170,000	-72,000
雑役務費	403,940	249,940	154,000
雑費	2,000	2,000	0
管理費	1,218,750	1,127,850	90,900
管理職手当	216,000	216,000	0
退職金共済費	84,000	84,000	0
福利厚生費	385,496	373,456	12,040
旅費交通費	150,000	100,000	50,000
通信運搬費	3,000	3,000	0
職員研修費	50,000	30,000	20,000
消耗品費	1,000	1,000	0
印刷製本費	7,850	8,000	-150
光熱水料費	40,000	34,621	5,379
借料及び損料	15,000	15,510	-510
賃借料	168,504	168,504	0
会議費	7,000	7,000	0
諸謝金	70,000	67,971	2,029
支払負担金	2,500	2,500	0
雑役務費	6,000	3,888	2,112
渉外費	6,000	6,000	0
雑費	6,400	6,400	0
経常費用計	21,031,309	21,331,249	-299,940
評価損益等調整前当期経常増減額	-21,760	-35,700	13,940
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-21,760	-35,700	13,940

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-21,760	-35,700	13,940
一般正味財産期首残高	3,917,873	3,953,573	-35,700
一般正味財産期末残高	3,896,113	3,917,873	-21,760
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,000,000	5,000,000	0
指定正味財産期末残高	5,000,000	5,000,000	0
III 正味財産期末残高	8,896,113	8,917,873	-21,760